

(写) 経済産業記者会  
環境問題研究会

平成16年1月15日

エネルギー記者会 御中

風力発電推進市町村全国協議会	会長 井上善一
日本風力エネルギー協会	会長 牛山 泉
日本風力発電協会	会長 山村俊之
風力発電事業者懇話会	代表 堀 俊夫

国立・国定公園内における風力発電施設設置についてのあり方に関する検討会への要望

- 地球温暖化防止に向けた取組みが、全世界・全人類的課題となっていることは議論を待たず、1998年「京都議定書」により約定された二酸化炭素排出量削減目標（1990年水準マイナス6%）の達成は、我が国の果たすべき喫緊の責務となっており、「地球温暖化対策推進大綱」ならびに「新エネルギー大綱」においても、風力発電を含む新エネルギーの加速的導入に最大限の取組みが行われることが明記されている。
- とりわけ風力発電は、地球温暖化対策の最も有効な手段の一つとして、欧米各国においては飛躍的に普及が進んでいる状況にある。我が国においても1999年以降、1万kW超の大規模風力発電所（ウインドファーム）の開発促進により、風力発電の導入が急速に進展しつつあり（2002年度末：46万kW）、2002年3月に閣議決定された「地球温暖化対策推進大綱」においても導入目標を大幅に引き上げ、2010年度までに300万kWの風力発電を導入することを国の目標として定めるとともに、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」を始めとする制度・施策の整備が進められている。
- 我が国の風力発電の導入状況は、2003年度までの電力会社の募集実績により、2010年度の導入目標：300万kWに対して、2006年度までに約120万kWの導入達成がほぼ確定している。風力発電事業者懇話会調べによれば、全国の運転中・建設中および計画中（運転確定・連系協議中・風況調査中）の現時点での総容量は400万kW程度となるが、この内連系の実現性が確認されていない風況調査中の総容量は約205万kWであることから、ほぼ確実に実現できる総容量は約195万kWとなり、国家目標の達成が危ぶまれる状況にある。
- 一方、我が国の国土の約14%を占める自然公園は風況に恵まれた地域が多いが、今まで風力発電施設がほとんど設置されていない状況にある。特に公園として重要とされる特別保護地区および第一種特別地域を除いた地域において風力発電事業者懇話会加入事業者の計画案件のみでも設置可能容量は93万kW程度に上り、国による導入目標

の達成が危ぶまれる現状において、自然公園内の可能な地域における風力発電施設の設置を推進することは、国の導入目標達成の必須条件であり、内閣メールマガジンにおける小泉首相のメッセージ“風力発電の設備を、今までできなかつた国立公園・国定公園にも作ることができるようになります。”にも呼応するものである。

- しかしながら、昨年8月1日より開始された首題検討会の第4回検討会(12月15日)において、環境省自然環境局国立公園課より発表された「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(骨子案)」は、景観を中心とする自然環境の保護という視点にのみ多くの比重を置き、結果として公園地域内における風力発電施設の設置を一律に禁じる内容となっていることは、環境政策として著しくバランスを欠いていると言わざるを得ない。同時に、「骨子案」は風力発電が有する地球温暖化抑制という側面に加え、新しい産業としての地域経済への波及効果、更には積極的な受入れを表明している多くの自治体や地元住民の意思への配慮がなされておらず、この点からも全く遺憾と言わざるを得ない。
- 風力発電を推進する関係団体として、上記「骨子案」についての再検討の要望を添付書類のとおり、環境大臣に提出済みであるが、更に、国民をあげての公正な議論を創出するためにも、本日の共同記者会見に望んだものである。関連団体としての主な論点・要望点を以下に示す。

(ア) 景観(展望・眺望) :

展望・眺望の妨げにならぬこと(山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと)が、施設設置の審査のポイントおよび取扱方針として明記されている。

景観の良否については個人の主觀によるところが多く、未だその評価方法が確立されているとは言い難い。「骨子案」に示す山稜線を分断し風力発電施設を設置した場合でも一律に景観を阻害するとはいはず、むしろ地元からは風車の親和性への評価が高く、山稜線での風車の設置を望む声が多い。

したがい、山稜線分断を基準として一律に排除するのではなく、地元の意見も反映した上で、ケースバイケースの対応が望まれるところである。

(イ) 公益性 :

施設設置の審査のポイントとして、公益性が高い(土地収用法の対象等)場合に限ると明記されている。(注: 土地収用法の対象は、一般電気事業者の工事など極めて限定されたものとなっている)

民間及び自治体等の風力発電事業者は電気事業者と異なり、現行法制では土地収用法の対象事業者となっていないことから、風力発電事業者による風車の設置が、実質的に一律禁止されることになると理解される。

風力発電の導入促進は上述のとおり国の政策に組み込まれており、公益性も高いと判断されることより、柔軟な対応が望まれるところである。

(ウ) 数値基準の導入：

公園内への風力発電施設設置の取扱いとして、数値基準の導入を検討と明記されている。

更に、数値基準は鉄塔等従来より法律に規定されている構築物と同様の基準で判断される方向にあるが、風車はそもそも従来の構築物とは全く異なり風景との親和性も高い。

また自然公園はそれぞれ周辺環境も異なるものであることより、一律の基準を設けることへの疑問もある。

従って、風力発電施設については新たな基準を設けることとし、且つこの基準も個別の案件ごともしくは公園の区域指定ごとの基準が設けられるべきと考える。

風力発電を推進する団体としては、風力発電施設の設置について、特別保護地区及び第一種特別地域を除いた第二種・第三種特別地域及び普通地域での規制緩和を要望しているところであり、①地元意見の尊重（アンケート調査）、②計画地点の特性に応じた環境影響評価調査（景観・生態系）、③地元住民・自治体（都道府県・市町村）の賛同を踏まえ、慎重に検討し十分なる対応策を講じて推進したいと考えており、もとより自然公園での無秩序な開発、いわんや乱開発を意図しているものではない。

したがい、環境省並びに首題検討会において、短兵急に本件の結論を急ぐことなく、地元住民・自治体、ひいては国民各層の意見を十分に尊重した上で、方針を決定頂くよう特段のご配慮をお願いするとともに、国民各層の積極的な議論を期待する次第である。

以上

添付書類：

- 1) 国立公園課作成骨子案（平成15年12月15日）
- 2) 日本風力発電協会よりの環境大臣宛要望書（平成15年12月25日）
- 3) 風力発電事業者懇話会よりの環境大臣宛要望書（平成15年12月25日）
- 4) 風力発電事業者懇話会よりの検討会宛要望書（平成15年10月20日）

## 添付書類

1. 国立公園課作成骨子案（平成 15 年 12 月 15 日）
2. 日本風力発電協会よりの環境大臣宛要望書（平成 15 年 12 月 25 日）
3. 風力発電事業者懇話会よりの環境大臣宛要望書（平成 15 年 12 月 25 日）
  - ・環境副大臣宛要望書（平成 15 年 12 月 24 日）
  - ・自然環境局長宛要望書（平成 15 年 12 月 25 日）
4. 風力発電事業者懇話会よりの検討会宛要望書（平成 15 年 10 月 20 日）
5. 4 団体会員名簿